

(6) 里親関係（平成21年4月1日施行）

A 里親の認定登録等について

- 里親の認定登録等を児童福祉法施行規則に規定することに伴い、里親の認定等に関する省令は廃止する。

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の3 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② （略）

<内容>

- 里親が養育する要保護児童の人数は4人以下とする。
- 養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - ①養子縁組によつて養親となることを希望する者
 - ②要保護児童の三親等以内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童を養育することを希望する者

児童福祉法

第6条の3 （略）

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

<内容>

- 厚生労働省令で定めるところにより行う研修（養育里親研修）は、厚生労働省大臣の定める基準（告示。別紙1参照）を満たす課程により行うこととする。
- 厚生労働省令で定める要件（養育里親の要件）を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したものとする。

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

(専門里親について必要な要件などを定める。)

<内容>

1 専門里親とは、2に掲げる要件に該当する養育里親であって、次の①から③までのいずれかに該当する要保護児童のうち、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(6) 里親関係」において同じ。(※)）がその養育に関し特に支援が必要と認めた者を養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。

① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

2 専門里親は、以下の①から③までの要件に該当する者とする。

① 以下のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 養育里親として三年以上の要保護児童の養育の経験を有する者。

ロ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者。

ハ 都道府県知事がイ又はロに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者。

② 専門里親研修（専門里親となることを希望する者が必要な知識及び経験を修得するために受けるべき研修であって、厚生労働大臣が定めるもの（告示。別紙2参照）の課程を修了していること。

③ 委託児童の養育に専念できること。

(※) ただし、①イについては、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

第34条の14 都道府県知事は、第27条第1項第3号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第34条の16 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<内容>

1 養育里親名簿の登録事項は以下のとおりとする。

① 登録番号及び登録年月日

② 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

③ 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

- ④ 養育里親研修を修了した年月日
- ⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨
- ⑥ 専門里親の場合にはその旨
- ⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項

2 養育里親登録希望者の申請書類等

- 養育里親希望者が提出する申請書に記載する事項は、以下のとおりとする。
 - ① 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
 - ② 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
 - ③ 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
 - ④ 養育里親になることを希望する理由
 - ⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨
 - ⑥ 従前に里親（施行日前における里親を含む。）であったことがある者はその旨及び当該登録等が他の都道府県におけるものであった場合には当該都道府県名
 - ⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - ① 申請者及びその同居人の履歴書
 - ② 申請者の居住する家屋の平面図
 - ③ 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
 - ④ 法34条の15に規定する養育里親の欠格事由に該当しないことを証する書類
 - ⑤ その他都道府県知事が必要と認める書類

3 養育里親のうち、専門里親となることを希望する者の提出する申請書類

- 専門里親を希望する者が提出する申請書に記載する事項は、2に掲げる事項のほか、
 - ① 専門里親の要件の①のイからハまでのいずれかの要件に該当する事実
 - ② 専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
 - ③ 専門里親の要件の②の要件に該当する事実
- 専門里親となることを希望する者の申請書は、養育里親登録希望者が申請書に添付する書類の他に、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - ① 専門里親の要件の①のイからハのいずれかの要件に該当することを証する書類
 - ② 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

4 申請書の受理及び登録の決定

- 都道府県知事は、申請書を受理したときは、養育里親の要件（専門里親については、専門里親の要件）に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと（専門里親については、専門里親として登録すること又はしないこと）の決定を行わなければならない。
- 都道府県知事は、決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者

に通知しなければならない。

5 変更等の届出

- 養育里親が次の①から④までに規定する場合のいずれかに該当することとなったときには、①から④までに規定する者は、その日（①の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を養育里親登録をしている都道府県知事又は当該各号に規定する者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
 - ① 死亡した場合 その相続人
 - ② 法第34条の15第1号に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人
 - ③ 法第34条の15第2号から第4号までに該当するに至った場合 本人
 - ④ 「経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したもの」とする要件に該当しなくなった場合 本人
- 養育里親は、養育里親名簿に記載されている事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

6 登録の消除等

- 都道府県知事は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除しなければならない。
 - ① 本人から登録の消除の申し出があつた場合
 - ② 5により、5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する旨の届出があつた場合
 - ③ 5による届出がなくて5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する事実が判明した場合
 - ④ 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- 都道府県知事は、次の①②のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除することができる。
 - ① 養育里親が法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
 - ② 養育里親が法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が専門里親の要件に該当しなくなったときは、専門里親である旨の記載を消除しなければならない。

7 養育里親名簿の有効期間等

- 養育里親名簿の登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、5年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については、2年とする。
- 養育里親名簿の登録は、養育里親の申請により更新し、登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準（告示。別紙3参照）に従い行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。
- 養育里親名簿の登録の更新の申請が行われた場合に、有効期間の満了の日までに都道府県知事が更新研修を実施しないとき又は実施しているが全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、有効期間の満了後も都道府県知事が研修を実施し、

その研修が修了するまでの間は、なおその効力を有する。研修の修了により、登録の更新がされたときは、更新後の登録の有効期間は、更新前の登録の本来の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 8 養子縁組によって養親となることを希望する者等に関する認定等について
- 要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望する者等に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。
- 9 経過措置
- 施行日（平成21年4月1日）までの間に、養子縁組によって養親となることを希望する里親となることを希望する旨を記載した申請書を都道府県知事に提出した者については、施行日以降、養育里親とみなす規定は適用しないものとする。

【里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）の一部改正】

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

（里親制度の見直し、小規模住居型児童養育事業の創設等に伴い、規定の見直しを行う。）

<内容>

- 1 職業指導里親及び短期里親の廃止
職業指導里親及び短期里親の廃止に伴い、関係規定を削除する。
- 2 里親支援機関の創設に伴う改正
里親支援機関の創設に伴い、関係規定を整備する。
- 3 里親が同時に養育する委託人数に関する改正
 - 里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計は6人を越えることができないとされていたところ、小規模住居型児童養育事業の創設に伴い、委託児童については、4人までに改正する（委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計については従来通り）。
 - 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、2人を越えることができないとこととしていたところ、次の①から③までのいずれかに該当する委託児童について、2人までとし、その他の児童も含めて同時に委託できる人数は、4人までとする。
 - ① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
 - ② 非行等の問題を有する児童
 - ③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童
 - 施行日（平成21年4月1日）において現に委託児童を養育している里親は、現に養育している委託児童については、4人を越える委託児童を養育することができる。

B 里親支援機関について

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 (略)

イ～ホ (略)

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

②・③ (略)

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ (略)

<内容>

- 法第11条第4項に規定する厚生労働省令で定める者（里親支援機関）は、同条第1項第2号へに掲げる業務を適切に行うことができる者とする。

(7) 要保護児童対策地域協議会関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第25条の2（略）

②～⑤（略）

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

<内容>

要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の規定に基づき、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次のいずれかに該当する者を置くように努めなければならない。

- 一 保健師
- 二 助産師
- 三 看護師
- 四 保育士
- 五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- 六 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員

(8) 児童相談所長又は都道府県の保護者指導関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第26条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三～七 （略）

2 （略）

第27条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三・四 （略）

②～⑥ （略）

<内容>

法第26条第1項第2号の厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること
- 二 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を有していること
 - ア 法第13条第2項各号のいずれかに該当する者
 - イ 法第12条の3第2項第2号に該当する者
 - ウ 児童相談所長又は都道府県知事がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(注) 二は、児童福祉司、児童心理司相当の専門性を有する者を定める趣旨である。

(9) 被措置児童等虐待関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第33条の15（略）

- ② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③・④（略）

<内容>

- 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(9) 被措置児童等虐待関係」において同じ。(※)）が都道府県児童福祉審議会（指定都市の設置する児童福祉審議会及び児童相談所設置市の設置する児童福祉審議会を含む。(※)）へ報告する事項は、次のとおりとする。
- ① 通告・届出等がなされた施設等の名称、所在地、種別
 - ② 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
 - ③ 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
 - ④ 被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
 - ⑤ 都道府県が行った対応
 - ⑥ 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が行われている場合にはその内容
- (※) 指定都市及び児童相談所設置市並びに指定都市の設置する児童福祉審議会及び児童相談所設置市の設置する児童福祉審議会の処理する事務の範囲は政令事項。

児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

<内容>

- 都道府県が公表する事項は、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置のほか、次のとおりとする。
- ① 被措置児童等虐待があつた施設等の種別
 - ② 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

(10) 児童家庭支援センター関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件を削除したことに伴う改正を行う。

<内容>

- 児童家庭支援センターは乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置することとされていたところ、附置要件が削除されたことに伴い、当該規定を削除する。

(11) 市町村行動計画及び都道府県行動計画関係

(平成21年3月1日施行、平成21年4月1日施行)

【次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)の一部改正】

次世代育成支援対策推進法

第7条 (略)

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一・二 (略)

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 (略)

3～5 (略)

<内容>

改正法による改正後の次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第7条第2項第3号において規定する市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準を示す主務省令で定める次世代育成支援対策は、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等とする。

(12) 一般事業主行動計画関係（平成21年4月1日、平成23年4月1日施行）
【次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正】

次世代育成支援対策推進法

第12条（略）

2（略）

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4（略）

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6（略）

<内容>

一般事業主（次世代法第12条第1項に規定する事業主をいう。以下同じ。）が、一般事業主行動計画（次世代法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定し、又は変更したときの公表の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第12条の2 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3（略）

<内容>

一般事業主が、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときの周知の方法については、

- ・ 事業所の見やすい場所への掲示又は備え付け
- ・ 書面による労働者への交付
- ・ 電子メールを利用した労働者への送信

その他の適切な方法によるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第13条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

<内容>

○ 次世代法第13条に規定する認定基準

- ① 次世代法第13条に規定する認定基準について、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を適切に行っていることを追加すること。
- ② 一般事業主行動計画の計画期間において、男性労働者で育児休業等をしたものがない中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。）については、当該計画期間の開始前3年以内に男性労働者で育児休業等を取得した者が1人以上いれば足りるとする現行の基準のほか、
 - (ア) 当該計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する子の看護休暇を取得した男性労働者がいること
 - (イ) 当該計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する短時間勤務の制度の措置を講じており、当該措置を利用した男性労働者がいることを認定基準として追加すること。

○ その他

① 都道府県労働局長への権限委任

一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知が義務付けられている一般事業主がこれらを行わない場合の厚生労働大臣の勧告について、厚生労働大臣から都道府県労働局長に権限を委任するとともに、これらの権限は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げないこととすること。

② 届出様式及び認定様式

届出様式及び認定様式について、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知の義務化、認定基準の見直し等を踏まえ所要の見直しを行うこと。

- ③ 平成23年4月1日から、一般事業主行動計画の策定等が義務となる一般事業主の範囲が常時雇用する労働者の数が300人以下から100人以下に拡大することを踏まえた所要の規定の整備を行うこと。

(13) その他（平成21年3月1日、平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

省令上に規定していた子育て支援事業を法律上に位置づけたことに伴い、児童福祉法施行規則第19条について、所要の規定の整備を行う。

(14) その他所要の規定の整備を行うこと

(別紙1) 告示案

○ 養育里親研修について

- 1 養育里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※))又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者及びこの告示の施行の日において既に里親登録されており、一定の委託経験のある者に対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目の一部を免除することができる。
- 3 専門里親研修を修了した者は、1に定める研修を修了したものとみなす。
- 4 平成16年4月1日から施行日(平成21年4月1日)までの間に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものについては、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。

別表

科 目
児童福祉論(講義)
養護原理(講義)
里親養育論(講義)
発達心理学(講義)
小児医学(講義)
里親養育援助技術(講義)
里親養育演習(講義・演習)
養育実習(実習)

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

(別紙2) 告示案

○ 専門里親研修について

- 1 専門里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※))又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目の一部を免除することができる

別表

区分	科目
養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目	社会福祉概論(講義) 児童福祉論(講義) 地域福祉論(講義) 養護原理(講義) 里親養育論(講義) 発達臨床心理学(講義) 医学(児童精神医学を含む。)(講義) 社会福祉援助技術論(講義)
養育の内容及び方法の理解に関する科目	児童虐待援助論(講義・演習) 思春期問題援助論(講義・演習) 家族援助論(講義・演習) 障害福祉援助論(講義・演習) 専門里親演習(講義・演習)
養育実習	養育実習(実習)

注

- 1 養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。
- 2 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

(別紙3) 告示案

○ 更新研修について

- 1 更新研修のうち養育里親に係るものは、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。（※））又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表一の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、現に委託児童の養育を行っていることその他要保護児童の養育に関し経験がある者として都道府県知事が相当と認めるものに対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目のうち、養育実習（実習）を免除することができる。
- 3 更新研修のうち養育里親に係るものは、都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表二の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 4 更新研修のうち専門里親に係る更新研修を修了した者は、養育里親に係る更新研修を修了したものとみなす。

別表一（養育里親）

児童福祉制度論（講義）
発達心理学（講義）
里親養育演習（講義・演習）
養育実習（実習）

別表二（専門里親）

児童福祉制度論
専門里親演習（講義・演習）

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

（※）指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

